

公益財団法人長崎県体育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長崎県体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県におけるスポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民体育大会や各種スポーツ大会及びスポーツに関する競技力向上に対する助成並びに指導者の資質向上を図る事業
- (2) 県民の生涯スポーツに関する事業
- (3) 児童・青少年の健全育成を図るための各種スポーツ大会の開催並びにスポーツに関する講習会・研修会等の開催及び助成事業
- (4) スポーツ水準の向上を図るためのスポーツ医科学の調査・研究等に関する事業
- (5) スポーツ功労者、またはスポーツについて優秀な個人、もしくは団体表彰を行う事業
- (6) スポーツに関する宣伝、啓発及び奨励事業
- (7) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業の推進に資するため、前条第1項各号に掲げる事業に関連する収益事業等を行うことができる。

第3章 加盟団体等

(加盟団体)

第6条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）
- (2) 市または郡におけるスポーツを総合的に統括する郡市体育協会等であって、この法人に加盟したもの（以下「郡市体育協会」という。）
- (3) 県を単位とするスポーツを統括する学校体育団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟学校体育団体」という。）
- (4) 前三号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第7条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体分担金)

第8条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入する。

(脱退)

第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員数の過半数の同意を得なければならない。

- 2 この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、またはこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事及び評議員において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを脱退させることができる。

(加盟及び脱退必要事項)

第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退については必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

- 2 加盟団体は、前項に定める加盟団体に関する規程を守らなければならない。

(賛助会員)

第11条 この法人に賛助会員を置く。

- 2 前項の賛助会員に関する事項は、評議員会において別に定める。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第12条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第14条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第16条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第17条 この法人に評議員60名以上70名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第20条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第6章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分または除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、そのほか、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(決議)

第25条 評議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第7章 役員等

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上24名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。また、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第31条 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

い。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者または3親等内親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

2 監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特別の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第33条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、第29条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

（解任）

第35条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内において、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実

を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第38条 この法人に会長1名、副会長若干名を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、この法人の儀礼的行為を行い、業務の決定その他の権限を有しない。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって任期を定め、たうえで選任し、評議員会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 4 会長及び副会長は無報酬とする。

(名誉会長、特別顧問、顧問及び参与)

第39条 この法人に名誉会長、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により、任期を定め、たうえで評議員会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 特別顧問、顧問及び参与は、理事会で任期を定め、たうえで承認し、理事長が委嘱する。
- 4 名誉会長、特別顧問及び顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び解任

(開催)

第42条 理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 2 前項のほか次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に対し、招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集す

る場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されたときは出席した理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議に基づき理事長が任免する。
- 4 その他の事務局職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第49条 この法人は、理事会の議決を経て、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。

(名称等)

第50条 各専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は理事会が別に定める。

(委員長)

第51条 各専門委員会には委員長を置き、理事長が委嘱する。

第 1 1 章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第 5 2 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 1 8 条についても適用する。

(解散)

第 5 3 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 5 4 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 5 5 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 情報公開

(情報公開)

第 5 6 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第 5 7 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

(公告)

第 5 8 条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

第 1 3 章 補 則

(委任)

第 5 9 条 この定款に定めるもののほかこの法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は次に掲げる者とする。
- 理事 高谷 信 横瀬 昭幸 松元 利弘 小川 勇二 松本 浩 加納 洋二郎
 中島 保 福島 孝俊 佐藤 信秀 熊 和之 上村 正和 中平 良一
 渡辺 雄児 伊藤 正男 川浪 豊昭 徳永 達也 出口 俊明
 野田 憲佑 佐藤 久美子 上田 恵三 荒木 健治 本多 孝介
 森 栄二 宮下 守生
 監事 植松 俊徳 波多野 徹

- 4 この法人の最初の理事長は、高谷 信、副理事長は、横瀬 昭幸とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
- 岡崎 寛 廣瀬伸昭 造酒星市 中島章一郎 濱田壽一 亀田和美 竹本弘人
 馬場秀樹 本田雅洋 大塚英彰 徳勝宏子 伊藤俊信 古賀誠次 濱崎芳宣
 児玉浩三郎 豊岡 弘 馬場信幸 藤野 光 丸山隆幸 堀 美奈登 中山明美
 佐原恭輔 森 優 平 康太郎 大束良平 眞崎紀代子 友清克己 赤瀬悦朗
 海部清治 前川文雄 西川和昭 松田健治 大束淳一 宮原康弘 弥永 浩
 金子由美子 梅原勝廣 清水保穂 加藤敏夫 折戸政和 船越 哲 山下新太郎
 林 一彦 田中逸男 白石邦俊 宮川 剛 富永 亨 金子和生 江頭泰三
 山田雅法 篠崎義雄 野中 通 小川益見 久枝邦彦 佐土原忠雄 松永裕一
 濱邊 廣 戸田 忍 菅 宏昭 高橋文男 森 弘美 岬 常春 山本健一
 峯 一弘

- 6 平成28年3月28日一部改定（第58条）

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）
 （第12条関係）

財産種別	場所・物量等		
定期預金	十八銀行	城山支店	10,000,000円
	親和銀行	富士見町支店	10,000,000円
	長崎銀行	城山支店	10,000,000円
	ゆうちょ銀行	長崎油木郵便局	10,000,000円